

市政に関するご相談・ご要望

ご相談いただいたら即行動!早い対応を心掛けています。直接電話、手紙、メール等でご相談ください。市議会議員への相談は無料です。秘密は守ります。

相談事例:

- ・道路の水溜まりに困っている。
- ・危険な場所がある。
- ・市役所の対応について。
- ・補助金のことなどを知りたい。
- ・人と交流したい。
- ・空き家を活用したい。
- ・介護の支援について。
- ・食べるものがいる。
- ・学校、幼稚園、保育園、学童等の事で困っていることがある。等生活する中でお困りの事や市政へのアイデアなんでも伺います。

「市議会議員に相談する内容として合っているかな?」など迷わず、友人に「ちょっと聞いてよ。」と話すようなことをお話し下さい。一緒に考えましょう。

市や市議会議員では関与できないことについては、相談窓口をお伝えします。



野山北公園

5月、ウラシマソウが咲いていると教えていただき見に行きました。マムシグサ、キンラン、ギンランも咲いていました。

かいぼりの見学をしました。皆様、作業をしていただきありがとうございました。



イベント、茶話会などにお誘いください

皆さんの地域の取り組みを見て、様々なご意見を伺い、市政に反映させたいです。

清水彩子をお気軽にお説明ください。

「庭の花が咲いたから見においで。」「作った作品を見に来て。」などのご連絡もいただいている。皆さんの興味関心事を私に教えてください。ご連絡お待ちしています。

【電話】

090-6316-4210

【お手紙の送付先:武蔵村山市議会事務局清水彩子宛】

〒208-0004 武蔵村山市本町1-1-1

【メール】

koreadoresudesu@docomo.ne.jp

湖南衛生組合菖蒲園

湖南衛生組合菖蒲園に行ってきました。鴨の赤ちゃんが8匹いました。親鴨が優しい眼差しで見守っていました。すくすくと成長しますように。

動植物と人が共に心地よく生きていけるよう、武蔵村山市の自然を守ります。



あやこの本棚



「昭和流行歌史」

古本屋さんで購入しました。昭和の歌詞・メロディーは実に美しいです。坂本九さんの「見上げてごらん夜の星を」は私の大好きな曲です。夜空を見ながら、この曲を聴いてみてください。昭和は、光と影、冷静と情熱がある時代でした。歌詞も曲も心に響きます。

【清水あやこ後援会に加入してくださる方募集中】会費は無料です。ホームページの「後援会入会」からまたは、koreadoresudesu@docomo.ne.jpに、「後援会入会希望」として、住所、氏名、電話番号を送信してください。いただいた個人情報は後援会事務局で管理し、後援会に関する事以外の目的に使用されることはありません。応援よろしくお願ひします。

清水あやこプロフィール

・昭和54年4月24日神奈川県藤沢市生まれ。・自衛官の夫、3人の子どもがいます。・植物が大好きで、コウモリラン、多肉植物、クリスマスローズなどを育てています。
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町1-1-1 武蔵村山市役所議会事務局清水彩子宛

令和4年7月11日(月)

武蔵村山市議会議員 清水あやこ 活動報告

あやこ REPORT

あやれば

安心できる優しいまち武蔵村山に



都内のお庭で、ブーゲンビリアを見かけました。お花屋さんに「関東でも、ブーゲンビリアは育ちますか?」と聞いてみたところ「これだけ温暖化ですからね。」とのお返事だったので、ブーゲンビリアを庭に植えてみました。日本は長期的に気温が上昇傾向にあり、特に1990年以降の変動が激しいというデータがあります。

今までエアコンを使わなくて大丈夫だった方も、熱中症になる可能性はあります。冷房は適切に使用していただきたいと思います。使っていない照明器具やテレビ・モニターの電源を消すなど、その他の方法での節電をし、皆で無事に暑い夏を乗り切りましょう!



【清水彩子の一般質問①】

「新成人を守る、若者の消費者被害の未然防止に向けた啓発と消費者教育」について質問しました。

明治時代から約140年間、日本の民法における成年年齢は20歳と定められてきましたが、2018年6月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢は20歳から18歳に変わりました。

以前、20歳が成年年齢だった頃、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談について、年齢ごとの平均件数でみると、18・19歳の相談件数に比べ、成人になりたての若者20~24歳の相談件数が約1.5倍と大幅に増えているというデータもあり、成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあることがわかります。

未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はなく、社会経験に乏しく、保護の無い成人をねらい打ちにする悪質な事業者もいます。

一般的に、若者の消費者相談の内容として多い相談は、「健康食品」「化粧品」「デジタルコンテンツ」「出会い系サイト」「アダルト情報サイト」などで、20歳から22歳までにおいて件数が多く、18歳及び19歳と20歳から22歳までの両年齢層では、消費者被害に関しても共通する点が多いことがわかっているというデータがあります。

成年年齢になり、契約ができるようになることにより、フリーロ-

ン・サラ金、投資用教材等の教養娯楽教材及びファンド型投資商品等のお金に関する相談や、エステティックサービス等の美容に関する相談件数が多くなっているそうです。

トラブルのきっかけとしては、インターネット・SNSの広告や書き込み、SNSを通じて知り合った人からの勧誘等、デジタルサービスが起点となるケースがあり、今後、これらの消費者被害が未成年者取消権を行使できない18歳及び19歳の年齢層にも拡大していくことが強く懸念されているため質問しました。

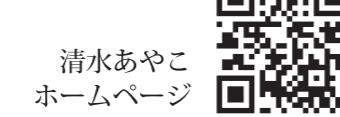
一般質問をしてわかったこと

市内の若者の昨年の相談件数は、契約当事者年齢が18歳から19歳の方からの相談は2件。

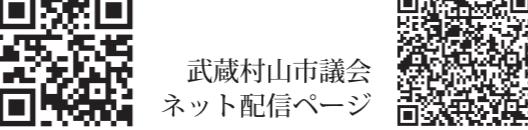
内容としては、いずれも、通信販売に起因する相談です。一方で、契約当事者年齢が20歳から24歳の若者の方からの相談は13件あり、内容としては、通信販売が6件、マルチ・マルチまがい取引、特殊販売全体、店舗販売がそれぞれ2件ずつ、訪問販売が1件でした。

18歳から19歳の2件というのが、被害が少ないからなのか、相談窓口がわからず消費生活センターに相談できなかったのかは判断できない部分があります。

若者の消費者被害の未然防止に向けた啓発として、市ホームページに掲載するほか、消費生活相談センターをはじめ、総合体育館などの市公共施設におきまして、注意喚起を促すポスターの掲示等を行っており、今後は、消費生活相談センター前のディスプレイで、啓発動画を放映する予定とのことでした。



清水あやこ
ホームページ



武蔵村山市議会
ネット配信ページ

今後、若者の被害を防止するために、市民と限定せず、市内の高等学校や地域包括連携協定を締結している国立音楽大学に出向き、啓発用のポスター掲示の依頼をするなど啓発活動の申し入れを行う予定とのことです。

18歳から親権者の同意がなくても、独断でローン契約が可能となり、18歳で起業したい方にとっては、自分の力で社会で活躍できることの追い風になります。

事業者と消費者の違いで、何が一番問題になるかというと、事業者間の取引にはクーリングオフが適用されないということです。

今は、身近なインターネットで、少し前の世代では考え付かないビジネスに挑戦する若者もいると思いますが、絶対に即断即決をしないこと、周囲に経営や相談ができる人を見つけておくことなど、これから起業する若者にはそうしたリスクもしっかり理解していただきたいので、若者の創業支援でも、被害防止の啓発をしていただきたいとお伝えしました。

【消費者教育について】

平成29年の学習指導要領改訂では、これまでの内容に加え、以下の内容が加わりました。

◎小学校の社会科

販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること

◎小学校家庭科

買い物の仕組み、売買契約の基礎、物や金銭の使い方と買い物についての消費者の役割が分かること

◎中学校社会科の公民的分野

個人や企業の経済活動における役割と責任

◎中学校技術・家庭科〔家庭分野〕

購入方法や支払い方法の特徴が分かること、計画的な金銭管理の必要性について理解すること、クレジットなどの第三者間教育が組み込まれたのでどのように指導をしているのか質問しました。

一般質問をしてわかったこと

学校での指導としては、自立した消費者として豊かな消費者生活を営むことができるよう、小・中学校では消費者教育の充実を図ることが重要であると認識しており、現在、市内小・中学校においては、学習指導要領に基づき、小学校の社会科や家庭科、中学校的社会科公民的分野や技術・家庭科家庭分野の教科を中心に、契約に関する基本的事項を理解することや、自立した消費者としての責任ある消費行動を考える力を身に付けること等を目的とした消費者教育を発達段階に応じて実施しています。

今後も、児童・生徒一人一人が自立した消費者となるよう、学習指導要領に基づき、消費者教育の充実を図っていくとのことです。

指導の具体例としては、中学校技術・家庭科家庭分野においては、「消費者被害と消費者の自立」を主題とした授業を実施しており、生徒は消費者被害の現状や背景、悪質商法の手口、予防法等について学習しています。

また、キャッチセールスのロールプレイングを通して、消費者

被害に遭わないように判断力を身に付けています。他には中学校社会科公民分野において、「消費者の権利・契約」を主題とした授業を実施しており、生徒はクーリング・オフ制度や製造物責任法、消費者契約法等の消費者支援制度について知識や、契約が成立した際に義務、権利、責任が発生すること等、契約についての正しい知識を身に付けているとのことでした。

小中学生によるオンラインゲームでの高額な課金、スマートフォンの広告を見て、「初回500円」のサブリメントを購入したけれど、定期購入だったなど、未成年者取消権が使える場合があっても、消費トラブルに巻き込まれるケースは日常的にあるとのことなので、様々な指導をしていただき感謝します。

お金について、どれだけ家庭で話し合いができるかも重要です。市の啓発、学校での消費者教育、家庭での話し合い、この三つが、自然と若者の身近にあることが大切であると感じます。

これからという武蔵村山市の若者に、後悔や負債を抱えて欲しくありません。

成年になりたての時期が悪質な事業者に狙われやすいと皆で認識をし、若者に対する消費者被害やトラブルを未然に防止すること、何かあったら消費生活センターに相談することの啓発を引き続きしていただきたいことをお伝えしました。

消費者庁LINE公式アカウント 「消費者庁若者ナビ!」▶



【清水彩子の一般質問②】

「中学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設」について質問しました。

令和5年4月、小中一貫校村山学園中学部に、自閉症・情緒特別支援学級の固定学級が開設される予定です。

教育委員会が開設を予定している自閉症・情緒障害特別支援学級とは、知的障害を伴わない、自閉症スペクトラム、または情緒障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成、学校集団生活への適応が困難な生徒を対象とした学級です。

6月4日の説明会では、保護者から、知的固定学級との違い、学級の規模、学習の内容や進度、通学方法などについての質問があり、そこで出た質問については、開設準備に生かされ、開設校の村山学園とも協議を行っていくそうです。

学習については、通常の学級と同じ教科を学習することになるため、学年ごとの小集団による指導が基本となります。その中で、対象となる生徒の特性の状態に合わせて、各教科や自立活動、学校生活の中で学習していくとのことです。

私はなにより大切なのは、生徒の「自己肯定感」だと思っています。

特別支援学級に通う生徒は、頑張っても皆と同じようにはできなかったり、怠けているように誤解をされたり、日々苦しい思いをしている生徒多くいます。そうしたことから、学級開設、指導について質問しました。

一般質問をしてわかったこと

・特別支援学級は少人数の学級として編成することで、対象となる生徒を複数の教員で指導していくことになる。学級においては、スマールステップを取り入れた学習課題の提示や学習プリントの作成、特性に応じた指導法の工夫などをとおして、生徒に成功体験を積み重ねる指導を行っていく。

・通常学級においても同様のことだが、児童・生徒からの信頼を得て、教師と子供の関係が築かれることで、指導がより効果的に生きるものと考える。

現時点では開設時の学級人数は未定だが、対象となる生徒の特性をよりよく理解し、小集団の学習や生活の中で、生徒が得意とすることや頑張っていることをしっかりと評価するとともに、一人一人の良さを認め、励ましながら成長させられる学級となるよう、特別支援学級の担任間での情報共有、連携をとおして、対象生徒の学習及び対人関係等の向上が継続して図れるよう指導を行っていく。

生涯にわたって「自分ならできる!」という気持ちを持ち続けられるようになる3年間になることを期待します。



【清水彩子の一般質問③】

「武蔵村山市地域防災計画」について質問しました。

武蔵村山市地域防災計画は、厚みが約1.8センチ。370ページくらいあります。

「読むことが大変な本」ではなく「この一冊を読めば武蔵村山市の防災が分かる良い本」という一冊でなくてはなりません。

今回質問するにあたり、東京都の26市の地域防災計画を読みました。スマホで読めるので、夜中に目が覚めては読んで、朝早く起きては読んで、電車の中で読んで、寝ても覚めても「地域防災計画」。

今回「武蔵村山市地域防災計画」の修正は、ポイントとして、関係法令との整合、上位計画等との整合、市の取組の反映の3点が掲げられ、避難勧告と避難指示の一体といった災害対策基本法の改正や国の防災基本計画及び東京都地域防災計画の修正への対応、また、災害協定の拡充や(仮称)武蔵村山市防災食育センターの整備・活用といった取組も踏まえ修正されました。

武蔵村山市が令和4年3月に修正した後の5月25日、東京都が「東京都の被害想定」を見直しました。

前回の被害想定の対象とした、東京湾北部地震及び多摩直下地震を被害想定から除外し、新たに都心南部直下地震及び多摩東部直下地震を想定し、被害量を算出しています。その想定を元に東京都は修正をすることで、武蔵村山市地域防災計画が次に修正されると、被害想定も近づきます。

今回の一般質問で、修正のポイントがわからないということを改善していただくよう考えていただきました。

他市で新旧対照表や、修正要旨が、ホームページの「地域防災計画」が載っているページと一緒に載っているのを見て、分かりやすくていいと思い提案しました。

修正の部分にこそ、現在の大事なポイントがあります。

今回の計画では、大規模事故等対策に、火山災害対策が追加されました。

桜島では、火山灰は下水に流すと詰まってしまうため、各家庭ですぐに取り「克灰袋(こくはいふくろ)」という袋を市が無料で配布し、袋の中に灰を集め、近所の集積所に持つべき定期的に市が回収しているそうです。

灰は、車もワイパーをかけるとフロントガラスに傷がついてしまったり、農作物にも影響があったり、私たちが体験したことがない性質のものです。

これまで、灰について考えてこなかったので、灰の性質を知る必要があります。

灰による、社会的な被害や健康的な被害について、予め市民が対処法を知っておくことは、健康や財産を守ることにも繋がります。

避難訓練の際に展示するのもいいと思いますし、火山噴火への備えをホームページに載せたり、市民が灰について考える機会を作っていただきたいと提案しました。



5月25日に見直された 【東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～】▶

【幸せを感じるには】

日本の高齢者の幸福度が低下しているという新聞記事を目にしました。その前から、日本のこどもは、世界の国々と比較し、身体的健康は1位でありながら、精神的幸福度は38位中37位という最下位に近い結果があります。

こどもも、高齢者も、幸福度が低いということは、中間の世代も幸福度が低いのではと思います。

幸せを感じられない理由は、複合的であり、個々に様々な要因があるとは思いますが、どうしたら皆が幸せを感じられるのか、ヒントを探るべく様々な本を読みました。

すると「幸せを感じる」とされる内容として「人の役に立っていると感じる」「人付き合いがある」「社会に役割がある」「生きがい・やりがいを感じことがある」など、そうしたことが幸せを実感できるということがわかりました。

非接触、リモート会議、様々な面でデジタル化が推進され、便利になる半面、人と人が接触する機会は少なくなっています。それを補う人と人の心のふれあい、交流など、市民が幸せを感じられる施策の推進をしていかなくてはと思います。

